

第9回農林水産政策会議の概要

○日 時：平成21年12月22日（火）9:10～10:00

○場 所：衆議院別館 講堂

○出席者：山田副大臣、郡司副大臣、佐々木政務官、舟山政務官、小川内閣総理大臣補佐官ほか

○議 題・戸別所得補償制度について
・その他

1. 会議冒頭あいさつ

（山田副大臣）本日、藤井財務大臣と赤松農林水産大臣がマニフェストものについて最終的な折衝を行う予定である。これが決まれば定額部分も今日中には決めることができると思う。A重油についても本日中に決まるのではないかと考えている。今日はもう一度皆様の意見をお聞きして最終的に詰めていきたいと思っているので忌憚ない意見をお願いしたい。

2. 佐々木政務官が資料に沿って説明

3. 出席議員からの主な発言

（大島議員） 米粉に8万円つけてくれるのはありがたい。2点質問したいが、1つ目は、米粉の需要の今後の展望について、2つ目は、今後の畜産（の対策）について、農家から聞かれたときにどのように答えたらよいか教えて欲しい。

（平岡議員） 作物別の現状と、来年、戸別所得補償をやるとそれがどのように変わっていくのかわかるような資料、食料自給率の目標50%に向け、大まかでも良いので、こういうふうに予算を使っていくといった資料がないと説明しづらい。マクロ的な視点からの説明をお願いしたい。

我々も、今後、一般の農家に対して説明しなければならない。例えば、地域ごとの標準的な農家の収入が、この制度によってどういうふうに変っていくのかわかるような資料が欲しい。

（福島（伸）議員） スケジュールやどうやって農家に説明するのかという情報が少ないので、現場、特に市町村レベルの担当は混乱している。特に市町村レベルには、きめ細かく、わかりやすい資料でやったほうが良いと思っている。

土地改良事業の件だが、地元などに対しどのように話をすれば良いのか。

（玉木（雄）議員） とにかく、米の価格が下がらないようにすることと、自給力向上対策事業の柔軟性確保をお願いしたい。JAの役割についてどうなっているのか。面積の確認作業等と思う。資料の12ページの麦、大豆から米粉用米・飼料用米の生産への転換の関連で、水田経営所得安定対策の固定払いをもらっている人は、二重払いとならないようにするとなっているが、逆に過去全く、麦・大豆の作付実績がなくて、今年から麦、大豆を作った人についてはどうなっているのか。

（石津議員） 水田協議会が色々な役割を果たすとなると、事務局のある市町村が大きな役割を担うことになる。市町村にも制度等、多数の質問が寄せられており、担当者が十分に回答できない状況にあると聞いている。市町村に制度の詳細についてできるだけ早く知らせるようにして欲しい。市町村の職員が農業者にキチンと説明できる体制を整えることが大事。

(梶原議員) 一方で、水田協議会の事務局として機能していない市町村については、農協が事務局としての機能を役割を担っている。自分の地元は兵庫県であるが、生産調整についても、ほとんどの市町村が関与していない。そんな中、農協にも撤退の動きがある状況である。産地づくり対策の関連では、米も麦もできない地域もあり、そういうところで、ピーマンに7万付けて一生懸命作っているようなところもある。ここまでやってきた実績があり、これらの地域のこれまでの努力と、今後もそういった取組が認められるような制度にしてもらいたい。

(一川議員) 農家にとって良かったと思えるものを盛り込んでいってほしいと思う。その中の一つは、中山間地域、条件不利地で頑張っている農家が希望や意欲が持てるような政策を現場で説明できるようにすべき。例えば、米の単収については、平地と中山間で単収の格差があり、農家の努力だけではどうにもならない部分もある。こういった格差に対する配慮が必要。確かに中山間直接支払制度等、別の政策で対応するという方法もあるが、戸別所得補償の中でも、そういう地域に対して配慮をどうやって制度の中に盛り込んでいったら良いのかということが気になる。例えば、生産目標数量（の配分）についても、平地と中山間の単収水準の差を加味するとか、また、作付する面積に比べ、草刈り等管理すべき面積の割合は中山間の方が高いといった事情等も戸別所得補償のなかで（どう考慮されているか等）どのように説明していくかという点。

(森本(和)議員) 議題から逸れるが、事業仕分けの関連で農道とか共済、土地改良事業等、またA重油の折衝状況を教えてほしい。

4. 副大臣及び政務官からの主な発言

【戸別所得補償制度について】

(山田副大臣) 米粉・飼料用米の8万円の交付の話で、実際に実需があるのかよく聞かれると思うが、現在は、それほど多くはないが、来年から米トレサビリティ法が施行され、米菓子についても原料原産地表示が表示されることになる。今までミニマムアクセス米で作っていた米粉用米に、例えば、新潟産のコシヒカリであるとか産地を記載して欲しいという要望が出ている。米菓子協会から、今、もし、そういう米粉があったら、今すぐにも5万トン欲しいという話もある。

飼料用米については、今でもミニマムアクセス米65万トンを飼料用に仕向けている。畜産側の需要はあると思う。今、農林水産省で、米農家と畜産農家とのマッチングの会合を各地で開催している。農協等に集荷業者になってもらい、飼料メーカーに売っていく、トレサビリティをしっかりとやって、横流しを防止できるなら、十分やっていけると考えている。

麦、大豆を作っていた人が、米粉や飼料用米を作るとき、8万円に加え、経営安定対策の2万7千円も出るので、もらいすぎてダメということで、8万円の飼料用米を作付けすることを選択すれば、経営安定対策の2万7千円の申請をしないということにして二重にならないようにしたいと考えている。ペナルティを廃止したので、以前は、米の生産調整に協力しなかった農家は麦、大豆を作っても経営安定対策の交付金をもらえなかったが、生産調整リンクを外したので、麦、大豆に交付金を出すことができると思う。戸別所得補償制度がどういうふうに自給率向上に繋がっていくのか、今回、定額部分が決まり次第、資料を用意して、みなさんが地元で説明できるような資料を準備しているところ。JAの役割については、現地の農協の方々と話し合いを進めながら、面積確認等、色々と協力いただかないといけないと思っているが、あくまで基本は国の農政事務所から農業者への直接支払という形であり、弾力的な運用はそれぞれの地域で考えてもらいたいと思っている。

(佐々木政務官) スケジュールについては、予算が今日、明日中に決まり次第お伝

えしたい。1月10日の週辺りから農政局単位のブロック別説明会、24日の週以降、県単位の説明会を行って行く。畜産（の戸別所得補償）についての展望については、23年度に畑作と水田という土地利用型の戸別所得補償制度の本格実施となるので、その後に畜産ということになる。来年度から準備を進めていくが、畑作も本格実施となった以降の話になるかと思う。来年度から準備は進めたい。

自給率50%の目標はどのように達成するのかという話については、現在作成中である。これは基本計画と関連して、企画部会でも審議してもらっており、その中でも自給率向上は極めて重要なポイントとなっている。極めて大雑把な話をさせていただくと、160万ヘクタールくらいの水田作付面積があって、そのうち、20万ヘクタールの調整水田があり、1.7%くらいになるが、例えば、そこに全部米粉を作ると、自給率は2%自給率くらいが上がる。他にも今の不耕作地にキチンと作れば5%上がる計画は組み立てやすい。しかし10%上げるとなると、その後の残り5%は、かなりキチンと組み立てていかないといけない。それは、現在作成中なので、でき次第、皆さんにお示ししたい。

水田利活用自給率向上事業の柔軟性の問題は、喫緊の課題である。今回の予算が決まり次第、速やかに単価と仕組みを含めお示ししたい。それから、過去の生産実績のない麦、大豆の生産者向けの関係については、水田経営所得安定対策の緑ゲタはもらえないが、新規作付けを行った者向けの対策で措置されている。

J Aの役割については、資料にもあるとおり、市町村にウェイトが置かれており、その下に地域協議会があって、市町村がメインとなってやったとしても、それはJ A、共済や農業委員会の方々をお願いしない限り、例えば、確認作業、申請、確認交付といった作業が続くので、実働できない。そういった意味では、単協については、しっかりと役割を果たしてもらわないといけないと考えている。

米粉については、需要は増えているが、販売先の問題等、どこに行っても必ず聞かれる。地域でブランドとして売っていくということをやっていると、これも、国がどこか大手の製粉業者にまとめて売ってしまうということをやっていると、小麦の二の舞となってしまうので、これからしっかりと協議をさせていただく。

先程、市町村への説明の件について話があったが、1月の24日の週に予定しており、市町村の担当者にも来てもらって、ある程度詳細な説明を行う。さらに説明が必要ということになれば、その後の週ということになる。多面的機能を維持、評価してその対価を支払っていくときに生業を通じて支払う場合と、そこに住んでいることに対して支払う場合とは同一視できない。業を通じて支払う部分が戸別所得補償という制度であって、そこに住んでいて多面的機能を維持してもらうということについては、また別の政策でやらなくてはならない。全部をこの戸別所得補償で全てが解決するというような仕組みには正直ならないと思う。例えば、地域特産、来年はいろんな工夫をして激変緩和、利活用事業の柔軟な対応ということややっていくが、再来年も同じようなことができるかということ、それは、もう一度工夫をし直さなければならないところも出るかもしれない。

(郡司副大臣) 生産調整への対応は、地域によって、市町村が主体のところと、農協が主体のところと様々である。どちらが主であっても、キチンとできるような情報は細かく伝達し、しっかりと支援していくつもり。戸別所得補償の場合、作付面積に応じて交付を行うということなので、逆に言うと、単収で数量に換算すると、単収が低い地域は1俵当たりの額が大きくなる。計算上はそういったことが出てくるかもしれない。それから管理をすべき面積と作付する面積が違うという話は、まさに、中山間地の関係の話は、地域マネジメントの観点で、集落を維持するための手当は、戸別所得補償とは別の側面からキチンとやっていかなければならない問題と思っている。管理すべき面積との差があるという話については、環境や品質に対する加算といったものについても、本格実施の中で再度、検討していく課題としたい。

冒頭、山田副大臣からあったように、今日はいろいろな意味でもヤマ場になっている。先程、色々な意見が出されたが、その日程でも遅いではないか、いろいろ

るな資料等をわかりやすく、という話もあるが、少なくとも決まったことについては、決まれば大至急にもう一度、政策会議を招集させていただいて、決まった内容についてお伝えしたいと思っている。

【その他】

(山田副大臣) A重油は今日中に決着すると思う。農道は継続分は認められそうであり、新規も一部認められそうである。我々はトラクターが入れる農道はどうしても必要だと思っている。特に中山間地域に対する対応は絶対必要。いずれにしても今日決まれば、また集まっていたきたいと思っている。

土地改良事業については、今回は厳しいと思う。補正を付けて元に戻すぐらいの対応をしていきたいと考えている。皆さんの協力をお願いしたい。

(以上)